

# ○議員提出議案第3号 守口市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の臨時特例に関する条例案

## □□□審議経過□□□

### ＝議会運営委員会委員長報告＝

御報告申し上げます。

本議員提出議案は、梅村議員ほか3名から提出されたものであり、内容につきましては、今般導入された議会タブレット端末に係る月々のレンタル料及び通信費を議員個人が負担すべく、令和4年11月30日まで、議員報酬を6千円削減する条例を制定しようとするものであります。

本委員会といたしましては、議会タブレット端末等の導入について、議会としてこれまで長きにわたって議論を行ってきた経過を踏まえ、本議案提出に至った理由やその根拠の是非を質しつつ、慎重に審査を行った次第であります。

提出者からは、議会においてタブレットを使用していくことに異論はないが、議論が進み導入が本格化する中で、端末に係る通信費等を税金で負担することは市民の理解を得られず、使用する議員自らが負担すべきであるとの説明がなされたわけであり、

しかしながら、全会一致で導入が決定されたものであり、議会運営の効率化を図るという公の目的で運用されていることから、今回、議員個々が端末に係る費用を負担すべきと主張していることは理解できない。また、市民の理解を得られないとの説明に関連し、議会で議論され決定された導入目的や使用基準等の運用方法、あるいは導入経費などの事実を、提案会派の議員自らが正確に市民に説明していないのではないかなどの指摘が多数あったところであり、審査の結果、賛成少数により、否決すべきものと決した次第であります。

なお、松本委員におかれましては、市民に対し、通信費の負担を大きく見せかけていることなどをはじめ、提案の根拠となる事実の認識が誤っていること。水原委員におかれましては、誤った情報を活用したものを根拠としており、それらを基とした提案であること。竹嶋委員におかれましては、議員報酬の削減について理解、賛同を得ようとするのであれば、しっかりと時間をかけ、それぞれの会派、議員と十分に話し合いを重ね、進めていくべきであること。服部委員におかれましては、審査において、提案内容が十分に検討されていない点が数多くあることから、それぞれ反対の意を表明されましたことを付言いたします。

以上、委員長報告といたします。